

災害廃棄物の再生利用の推進に向けた 国土交通省の取組状況について

平成24年8月7日

国土交通省

仙台湾南部海岸の堤防復旧は、宮城県沿岸地域における、被災地復興の第一歩となる事業であり、各市町の復興計画や、沿岸域で進められている震災廃棄物処理事業等と連携、調整を行いながら推進。

直轄で海岸堤防の復旧を担当している区間(仙台市、名取市、岩沼市、山元町の4市町の沿岸、約30km(宮城県からの代行区間を含む))について、平成27年度完成を目標に工事を推進。

【海岸堤防復旧工事に活用する 震災がれき:約37万t】

- ・津波堆積土砂 活用量:約22万t
- ・震災コンクリート殻 活用量:約15万t

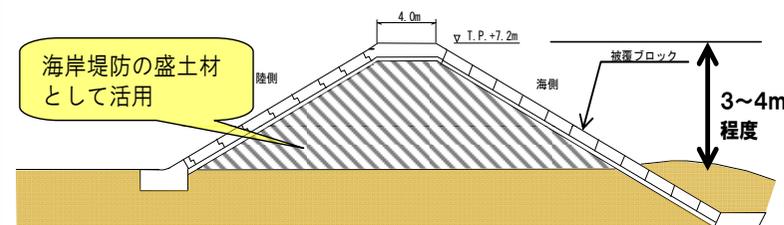
※ がれき分別が先行している仙台市内の2工区(深沼北、深沼南)で活用。

※今回活用する震災がれき(津波堆積土砂等)については、環境省通知に基づき安全性が確認されたものを活用。

※今後、他の3市町の震災がれきについても、活用可能性等の調査を実施。



【堤防基本構造】



八戸市の津波堆積土砂約3.8万トン(約2.4万 m^3)のうち、約2.9万トン(約1.8万 m^3)を東北地方整備局八戸港湾・空港整備事務所の防波堤災害復旧工事に活用。

■工事概要

- 実施機関:東北地方整備局八戸港湾・空港整備事務所
- 活用工事:防波堤災害復旧事業のケーソン中詰材
- 引受土量:約2.9万トン(約1.8万 m^3)
(ケーソン中詰材16函分約320m)
- 利用形態:津波堆積土砂だけでは単位体積重量が確保できないため防波堤撤去で発生したコンクリート殻と津波堆積土砂を混合
コンクリート殻:津波堆積土砂=1:2(体積比)
- 活用時期:平成24年7月24日～平成25年1月頃まで



コンクリート殻と津波堆積土砂の混合

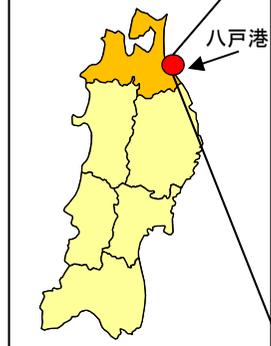


ケーソン据付



ケーソンへの中詰材投入

【位置図】



震災で発生したコンクリート殻(約1,000t)を東北地方整備局南三陸国道事務所の釜石山田道路工事に活用。



災害廃棄物の再生利用についての概要

- 事業箇所
一般国道45号 三陸沿岸道路(釜石山田道路)
- 再生利用の概要
国道45号釜石山田道路の工事用アクセス道路の敷砂利として、震災で発生したコンクリート殻(約1,000t)を活用
- 調整経緯
○岩手県釜石市では「震災がれき」の処理とストックヤード不足が課題
○復興地域では砕石砂利などの工事用資材の不足が課題
○両課題に対応するため、釜石市廃棄物対策室と東北地方整備局南三陸国道事務所が平成24年7月から調整を実施し、コンクリート殻を復興道路の工事用アクセス道路に活用することを決定。
(平成24年7月27日から1週間程度で概成
(工事用アクセス道路完成は8月下旬頃))

